

天皇陛下には此日、伊勢大神宮へ勅使を、御遣はしなされ御幣を奉りて今年の稻を穂のまゝ御神前に、御供へ遊ばされ宮中にて御遙拜遊ばさる祭典であります、我等も亦新穀を御前に供へ申して豊作の御祭りを致さねばなりません。

- (一) 新嘗 祭 十一月廿三日

此の日は伊勢大神宮を初め奉り、其他の神神に今年の新穀を供へ遊ばされ、天皇陛下も御自身に新穀を御あがり遊ばす御日であります。

第二、國粹的行事

我國古來よりの慣習上、各種の行事あり又は相當の來歴ありて、教育上の資料として効果少らからざるものあり、今其行事の期日を列擧すれば重なるもの左の如し。

- (一) 新年宴會 一月五日
- (一) 七草 一月七日
- (一) お鏡開き 一月十一日
- (一) 小豆粥 一月十五日
- (一) 節分 二月三日
- (一) 初午 二月十日頃

- (一) 雛節句 三月三日
- (一) 陸軍記念日 三月十日
- (一) 釋迦花祭 四月八日
- (一) 靖國神社 四月三十日
- (一) 端午の節句 五月五日
- (一) 海軍記念日 五月廿七日
- (一) 七星祭 七月七日
- (一) お盆祭 七月十五、六日
- (一) 土用餅 七月二十日頃
- (一) 冬至南瓜 十二月二十二日頃

以上の外に各土地、土地によりて各種の慣習ありて、一家團樂のうちに家庭趣味を味ふ良風あらんも、前記は重なるもの列記したるに過ぎざるものにて、全國殆んど共通的に國粹的年中行事にして相當の古事來歴あり、之れ等は其教育係に於て、充分研究して、作業關係の時間を考慮し簡單なる來歴を説き訓示をなし、或は經費の許す範圍内に於て、其れに因める馳走を作りて食し、自然のうち職工の精神訓練をなし、こと寄宿舎にあるものは、充分家庭趣味を味はしみて圓滿なる氣分

の養成につとめ、世界危険なる思潮の煽動に動搖せざる忠良なる職工を養成すべく心懸ぐ可きことなり。

第二十三章 保健と體育施設

會社、工場の體育施設及保健状態につきましては補習教育上各種の施設上、比較的注意が拂はれつゝあり。之れ最も健康に關係し直接に作業に影響すること大なる爲め、利害の上に關係するを以つて、従つて注意を拂はれつゝある狀況なり。今現下の施設は大凡左の如き有様なり。

第一、運動器具。

運動器具としては、室外には金棒、流動圓木、シイソー。ブランコ、廻轉ブランコ、庭球等あり。室内としては、擊劍道具、ビンボン、鐵啞鈴、其他二、三の半遊戯的運動具等を見受けたり。

右の内二、三を有するあり、四、五を有するあり、全く有せざるものあり。

第二、保健衛生上の注意現況。

保健上の注意は工場には「マスク」を用ひ、便所の手洗水漿水を用ひ、相當の注意を拂ひつゝあるところもあれども、中には何等の注意をも拂はざる所あり。職工の健康、體力の強健は會社、工場の能率に甚大なる關係を有すること、出來得る限りの設備を獎勵すべきこと、職工に比較的

多き呼吸器病より見ても助木を設くる必要あり。多數の職工に對して用器其他萬事につきて一々注意と用意をなすは容易に非らざれども、洗面器の數少きこと、便所、浴場等の設備等の不完全は、保健衛生に影響することも甚大なるものにて、一例を言へば、便所の數少き爲め出勤時間切迫して、遂に用便せず耐えて其結果便秘症に胃され、健康を害するが如きあり。入浴に就きても秩序を失して多人数入り、充分温を取る能はず風邪にかゝりそれが爲めに其れが原因となりて、呼吸器病に罹りたるが如き之れなり。

第三、保健衛生の思想養成は補習教育に俟つ。

之れを要するに、補習教育に體育、保健を論ずる所以は、百の體育器械も、千の保健衛生の設備全く職工の心懸け一つ即ち訓練教化の如何にあり。依つて補習教育上、體育の保健問題は補習教育上充分研究すべき餘地ありとす。

第四、工場體操。

工場會社にては作業の關係上、身體を尤も完全均齊に發達せしむべき成長期の少年職工、又は小店員の多くは、偏頗の勞働によりて極めて不均齊なる發育をなしつゝあることは、毎年の徴兵検査の事實を示すところなり。體育上最も考慮すべきは此の點にして其會社、工場等によりて作業の關係より考へて、尤も適當なる體育を研究して即ち「工場體操」とも名づく可き、工場用の體操

を發案研究する必要ありと思推せらるゝなり。

第二十四 節約貯蓄の念慮の養成案

一般職工勤儉貯蓄の状況によりて、其の工場の勤務振り、着實なる氣風、温健なる職工氣分の大要を窺はるるものなり。恒産無き者は恒心無し之の譬への如く、勤儉貯蓄の念を盛ならしむる程精勤にして、氣分は益々温健となり、工場能率も著しき成績を挙げ得らるゝなり。収入有れば飲み、無ければ働く男工、貯蓄のある限り、又は前借までしても着物に身を盡し、間食を唯一の楽しみとする女工こそ、本人は言ふ迄も無く、工場に取りて迷惑を感じるものなし。引いては一般善良なる職工にまで傳染して、悪影響を及ぼすこと大なるものなり。

今勤儉貯蓄の念慮の養成は、元より精神教化にあれども、之れ容易にあらず。如何にせば比較的良好指導を與え、効果を大ならしむるか研究すべき點にして、編者の愚考二、三を述べん。

(第一)、上役の模範。

工場長より一火夫に至る迄精神の融合を謀り、上役程節約の模範を示し、工場にありては同一の食事を採り、上役は身を以つて率ゆる事が先決問題なり。

(第二)、自由貯蓄の奨励。

所定の組合貯金、共済貯金をなすことは、何れの會社にても十中八、九は行はれ居れども、僅かの救済金額にて、義務的に行はれ甚だ振はざる現状なり。尙ほ一定の規約貯金の外に、職工各自が進んで多くの貯金、即ち自由貯金を行はんことを力むる迄に成績を挙げたきものなり。

(第三)、貯蓄心養成手順。

貯金の楽しみと、切實なることを知らしむる手段を時々講ずること。

1、貯金局の活動寫眞を演ずること。

2、貯金奨励に對する褒賞を行ふこと。

3、貯金の成績表を毎月各室又は食堂等に掲示すること。

(第四)、規約貯金の成績を明示すること。

所定の規約貯金は一般貯金には、恰かも給料を差引かるゝが如き感がして、一向貯金をなすが如き感なく、義務的に行ふ現状なり。依つて眞の貯金思想の涵養にもならず、又其の利殖の途も明瞭ならず、誠に張合ひのなき状態と十中の七、八は啣つものもあり。眞の貯金思想の涵養せんとせば、其の貯金の利殖を明瞭ならしめ、又其方法を知らざるものも多きを以つて、郵便、銀行等に尤も便利有益なる貯金方法を知らしめて、實際的に指導すること肝要なりとす。

第二十五章 簡易圖書館の設置

寄宿舎と通勤職工とを論せず、寸陰を惜みて有益に時間を利用する良習慣を養成すべきものにて、通勤者には比較的少けれども、寄宿舎にあるものは餘裕少からず、其間如何なる考を持ち、如何なる談話に時を移すかは實際見聞する人にあらざれば容易に知り得ざるもの、大體に於て其日の作業の話、下らぬ雑談に時を過し、甚しきは他人の蔭口をきゝて、夫れが爲めに寄宿の平和を害し、工場に於ける作業迄、凡人の常として俗に云ふ不平のあまり當り散らして、能率に多少關係することあり。斯かる風習を成る可く避けて、良習慣を作るには簡易圖書館を設置すること肝要なり。圖書館と云へば、大なる事業の如く、多大の經費を用する如く思はるれど、編者の論ずる圖書館は簡易の所謂簡易圖書館なるものにて、經費を要せず全く經營者の手腕と指導とによりて、たとひ一冊の書籍にても之れを有効たらしむる方案なり。

今左に案中の計畫の二、三を述べん。

第一、寄宿舎に對しては二案あり。

其1、第一案。

寄宿舎にては、浴場の混雜の場合、雜誌に耽ける場合に一室を利用して組合員として、毎月僅かの

二錢、三錢にて良ければ醜金して書物、雜誌を購入して讀ましむる案之れなり。會社が之に一部の補助をなせば尙ほ妙にして、一面其書籍の大切に取扱ひ、紛失せざる等は訓練の一大眼目にして、たとひ何百人の寄宿舎にしても一定以外の人の出入せざる寄宿舎としては、面白き修養方法なり。其2、第二案。

各室にて室中の者が申合せて共同購入して、其内能く讀書し得る者が他の者に讀み聞せ、又挿繪を見て批評して、下らぬ他人の蔭口等を聞かぬ様に指導する案之れなり。

第二、通勤者に對して。

通勤者に對する計畫は、晝食の際に會社の上司の悪評等する間に、一寸見るとか、又は貸與簿を作成して、期日を定めて貸出しをなすが如き之れなり。已に會社、工場にては實行中の所も有れども、未だ其計畫の無きところ十中の九分通りなり。前述の如く、多大の經費を要せず、大なる時間を要せず、全く自治の訓練によりて、相當の補習教育一助となるべきものなれば、何れの工場、會社にても簡易圖書館の計畫實行を希ふこと切なり。

備考

編者の實驗を紹介なさん。

前任小學校長時代に六年生だけを以つて、兒童文庫を組織し、一面に訓練を主とし、常識養

成を務むる爲めに、一人の一回分の湯銭二錢を一ヶ月に醸金して、係員を設け、全く自治に任せて圖書選定だけを監督して、授業後に一時間だけは、家庭の用事なきもの、爲めに隨意讀書を許可し、舊雜誌の如きは一人。二日と定めて貸出をなし、係員は當番にて其の事務を整理なさしめたるに、成績其の良ろしきを得て生徒よりは毎月五錢の支出を申出で、父兄よりも少からず、彼の本を買え、此の本を買えとて子供よりせがまる、弊も去り、讀書物も吟味されて兒童の爲となり、誠に結構なりとて感謝の辭を述べられたり。

最後には貸出し係なくとも一冊の汚損も、一冊の紛失もなく、父兄よりも特志の寄附もありて、成績を相當に挙げたり。之れによりて考ふるも工場訓練の一作業として。徒食の一部を利用して相當の効果を收め得らるゝことを確信す。

第二十六章 美的情操の養成方案

美的情操の如何は、其人の人格上に影響すること極めて大にして、萬人勉めて高尚なる美的情操の養成に勉むべきなり。然るに何事も身分相應といふものにして、如何に美的趣味が必要なりと雖も、身分不應なる趣味は其の人をして不幸たらしむる原因なり。工女に四、五十圓乃至百圓もする花瓶に活花を教え、一斤何圓の粉茶を以つてお茶の稽古をなすが如きは、全然否認すべきことにあるなり。

らざれども、果して自分相應の美的風雅趣味の養成に適合することなるや、之れ甚だ疑問とするところなり。

工女の殆んど全部が家に歸りて、花瓶のあるもの幾人ありや、茶道具の揃ひあるもの幾人ありや。殆んど無意味なる事にて心すべきことなり。然らば工女に美的趣味の養成には如何にすべきやと云ふに一例を舉げん、破れたる障子あらば等しく切り貼りをなすにも梅花の形、菊花の形、菱形に圓形に種々あらんも美的に切り貼りをなすが如き、又反物を買ふにも、身の廻りの物を買ふにも、常に自己の身分と相應する縞柄、色合ひに注意して、無暗に流行を迫ひ如何はしき風采をせざる等之れなり。其他男工にとりても同様にて、今日職工の趣味の下等にして飲食、活動、芝居の外何等の趣味無き下劣の性格を勉めて補習教育時代より向上せしむべく、あらゆる手段を講すべきなり。今淺草專賣支局女工五十人に對して、娛樂、趣味の調査せしに表の如し。之れ一部の調査に過ぎざれども大要は知りて参考に資するを得ん。

一 學級五十名に就き左記の諸項に就て調査せり。

本調査は其率に於て全部工女を大要推察することを得られ、同時に勤務時間外に補習教育をなす参考資料なり。

一、最も好む娛樂

工場の仕事	1人
活動	19人
芝居	11人
寄席	5人
裁縫	12人
讀書	2人
計	50人

備考 娯樂趣味の傾向は訓育の結果が如何なる程度に變化助長すべきかを相當期間をおきて調査研究する豫定なり。

二、間食金額に就て

1. 全く間食せざるもの……………二人
2. 五錢位なすもの……………十六人
3. 十錢位なすもの……………三十二人

備考 補習教育を受くるものは、十一時に晝食をなし七時半、又は八時迄成長盛りの者をして其儘になすは保健上一大問題として、一般間食をなすは當然のことなり。其間食をなすべき者、其他に就き當事者は少からず考慮を要すべきものなり。

三、年齢に就て

十四歳	18
十五歳	21
十六歳	11
計	50

四、家族數に就て

三人	8
四人	5
五人	9
六人	7
七人	6
八人	7
十人	8
計	50

五、兄弟數に就て

〇—一人	7
二人—三人	18
四人—五人	13
六人—七人	12
計	50

六、父母の勤先に就て

在家作業又は商業をなすもの	父	20	母	43
勤め人	父	22	母	6
行商	父	8	母	1
計	父	50	母	50

右表中は二、三の事項に涉りて調せしも、其内娯樂調査は彼等趣味の如何を知るに足るべく、工場其のものに趣味ありとするものは、理想的性情を持つものなれども、少くとも高尚の趣味情操の養成は補習教育期に大切なるものなり。尙ほ各工場の寄宿舎に於ける讀書物及男工の食堂に於ける談話等を、心靜かに見聞するときは、浸々として暗々裡に如何に年少職工に悪影響を與へつゝあるか、如何に彼等の趣味の下級なるかは思ひ半ばに過ぐるこゝあり。勉めて趣味の向上、高尚なる情操の養成は刻下の急務なりとす。

寄宿舎等には、特に清潔、整頓を始めとし、洗面場、便所、浴場、物干に至るまで、夫々注意して皆善き心懸けを持たしむべく教化につとめ、其設備も充分美的趣味を養成すべく注意を拂ひて、施設整頓すべきものなり。今参考に大阪住友職工養成所の教化に注意されたる點を述べん。編者は大正九年五月親しく參觀して目撃せる參觀記の一節なり。

住友職工養成所

本所は有名なる住友家經營のものにして、其の目的は大阪市及び其の附近に於て家計困難なるもの、子弟に職工として必須なる智識及び技能を授け且つ品性の陶冶し以つて着實善良なる職工を養成するにあり。

本所は實に理想的の經營にして、設備其他に申分なし。本所の特徴として觀察したるは左の如し。

- 一、(自治)當番を置かず、我校は我身なり。
他人の好まざる方面を進んで爲すといふ風潮にて便所の如きは清潔なりき。
- 二、(高尚なる精神)労働者の日常生活は風雅とか、美とか云ふ點に缺けること少からず。仍て便所入浴場の如きは松島とか、別府とか名稱を附して勉めて高尚美的なる感化を受くる様に勉められつゝあり。

之れ等は、寄宿舎を持てる工場、會社にては充分味ふべき事柄にして、寄宿係の些の注意は、一般職工、店員に少からず好影響を齎らすものなり。

第二十七章 風紀係の設置

社會の事大概は不可能なりといふことは、十中の九は根氣負けをなす結果なり。工場、會社の風紀問題も從來種々研究もせられ、努力もせられたるも大抵は不可能の聲を以つて嘆せらるゝ現状なり。

編者は小學校長時代に兒童の品行上、言葉遣ひ、落書、便所に對する心得、紙屑、學用品以外のものの購入等は、決して一週一時間の講堂修身や、二時間の修身書教授を以つては充分成績の擧がらざるを苦心し、種々講究の結果、兒童中に風紀係を設置したり、其の結果元より理想通りには行かざるも兒童訓練上相當の成績を收めたり。

會社、工場に何程の小使あるも、監督あるも、意外に整頓上より見ても、清潔上より見ても行き届かず、何れの寄宿舎、又は工場の便所を見ても相當に不潔なること争はれざる事實なり。之は監督の如何に嚴重にしても、一般職工の公德心に待つの外なし、公德心養成の第一要義は職工各自が互に氣を附けるといふことにあり。さて各自が互に氣を附くれば、何の苦もなきことながら容易の

業にあらず。風紀係の必要は此所に生ずる譯けにて、他人が折角親切に注意したることも却つて仇となり、受くる身は不愉快に感じ又は賣り言葉に買ひ言葉となりて、不快の感を互に抱くが如き結果を生じ易きものなり。

風紀係といふ一種の責任のあるものがあれば、互に注意すれば、一方も心地良く、感謝の念を持つるに至るべく、風紀係は必要なるものなり。

今其の方法の二、三を述べんに左の如し。

1. 風紀は交番に爲すこと。
 2. 交番になすことは、極めて適切なることにて、各自が其経験をなめて注意すべきものなり。
 3. 風紀係は一種の徽章を附けること。
 4. 風紀係は時折會合して、風紀維持の講究をなすこと。
 5. 風紀係は他人に注意するより、先づ自己に廊下の紙屑にも注意を拂ふべき考へを持つこと。
 6. 風紀係の成績漸次奏効すれば、互に歌ふ歌詞より、個人の素行まで注意するに至る。
- 要するに工場の風紀維持方法も、強ち憲法的に一定不變のものに非らず。手をかえ品を換へて、常時努力すべきものにて、其手段として風紀係設置は是非研究すべき工場訓練の手段なりとす。

第二十八章 補習教育と社會の實際

一日工場に働くものは、一日の業務終れば、やれ／＼と其日の勞を慰むる爲めに、飲食に睡眠に又は娯樂にと、夫れのみを楽しみにして待つ、殆んど心掛けよく修養をなし、又は社會の大勢を知るが如きものは極めて少し。否殆んどなしと云ふも過たざるなり、然れども通勤職工は多少とも實社會に接する機會も多少はあれども、寄宿工女に至りては、殆んど實社會と離れて特殊部落に生活する境遇にて、現狀義務教育すら完全に了えたるもの少く、讀書修養は愚か自己の姓名、書信すら自由を缺くものも少からず。又大商店の小店員の如きも、毎日型の如き生活を営み、多少の補習教育はなすども、社會の實際に觸るゝこと極めて少し。

茲に於て編者は一般職工ことに寄宿舎に收容する職工の補習教育に實社會の味を知らしめ、社會の一員として、相當の思慮を持たしめたきものと思考する所以なり。

各種の勞働問題又は思想問題に動搖し易きは、職工の常弊にして、其原因は種々あれども、最大なる原因の一つとしては實社會の實情に接すること少し、定見なき爲め野心家の煽動は直ちに彼等を動搖なましむるに至るなり。依つて補習教育に、社會の實情を知らしむる教育方法を加味すること、極めて大切にして其方法の二三を述べん。

第一、宣傳板即ち揭示板を利用すること。

社會の實際問題、適切たる事項を時々取換えて教訓すること。

第二、新聞、雜誌の切抜きを食堂又は寄宿舎を回覧すること。

新聞、雜誌の記事に職工として必要な記事有るときは切抜きて、一週間一回位ひづ、之を綴りて食堂の卓上に備え、又寄宿舎を回覧なさしめて、誤讀、誤解なき様、相當の註釋をなすべく工場長又は教育係等にて、三分間、五分間の講義をなすこと。

第三、寄宿收容者の如きは見聞遠足をなすこと。

職工の大部分は公休日は殆んど淺草に、飲食店等に出かけて、下等の娛樂を唯一となすは實際なり。之たを利用して、指導の任にあるものは、各方面に見聞旅行を行ひて、神社佛閣等の來歴より、名勝の由來、名物の試食等可能の範圍に於て、教育的に取扱ひたきものなり。かくなせば職工の氣分も自から高雅に傾き、所謂職工氣分を薄らぎ何れの方面より見ても、少からぬ効果の擧ること明かなり。

只々指導の任にあるもの獻身的熱量の分量によりて其効果の分量の岐かるゝところなり。

第二十九章 會社、工場の補習教育の範圍

會社、工場にては、其會社、工場に使用するものに補習教育又は徒弟教育を施すは賛成し、又は當然として否むものなけれども、之れを會社、工場外の工場附近の希望者を一部加入するは不可となす。之れ尤ものことにして、強いて要求すべきものに非らざるなり。

然れども編者は左の如き希望を有す。

第一、其會社、工場の人員にては、極めて小數にして、折角の大なる教室、電燈の設備完全し、相當の經費を支出して教員を招聘なすにかゝはらず、人數の關係に於て振はず、教ふる先生も習ふ生徒も何となく張合のなき場合少からず。斯かる場合には、會社外のものにても補習教育を希望するものあるときは補習教育範圍を擴めて入學なさしめ共學せしめたき希望を有す。

第二、景氣、不景氣によりて、職工の募集難易はあれども、會社、工場外のものにても教育輔導なすときは、職工を得る點に於ても一舉兩得なり。尤も特に外部者の希望を、爲めに特別に經費を多く要するとせば、之れ不可能なることなれども、餘裕ある場合は寧ろ歡迎すべきことならずや。

第三、其會社、工場内の人だけより他より希望者の入る時は、教育上一種云ふ可からざる教育の

効果を認むることあり、即ち互に切磋琢磨して勉學するに於ても、各種訓育上にも有利なる點少からず。

外部よりの希望者には、相當の授業料と、其他適當とすべき負擔を納めしむべきことは當然にして、授業料其他の經費を出して、一日他に働きて而かも來るものあるに、内部にありて。而も授業料を出さず、書籍までを貸與されて、尙且つ勉強せざるもの世のありや。斯くの如きは實に幸福のことなりと論じ易し。

第四、今日各地方は町村教育費の負擔に苦しみ、二部教授、三部教育を行ひつゝあること、折角會社が餘力ありて小數人員に教育するより、他の希望者を加入して、社會奉仕の實を擧ぐるも勞資協調の實績を實現するの一大吉象ならずや。

之れを要するに前述の三、四は唯一面の會社教育の補習教育に對して、餘裕ある場合即ち空席ある場合は、他の希望者を入れて、教育するの可なる理由を述べたるも、其他勤勞教育の實績を擧ぐる點に於て、言外に非常なる趣味あることなりと推察せらるゝなり。

第三十章 組合補習教育

組合補習教育とは、一會社、又は一工場にて適當の補習教育を施設するに、人員不足なる場合、

校舎とか教室の無き場合に設くる教育方法にて、數人若くは拾數人を使役する小會社、又は個人商店にて極めて必要なる組織案なり。現に神戸市に於ては最も盛んにして、他の都市にも二、三聞く所なり。僅かの人數なる場合は其附近の補習學校に通學なさしむれば、夫れにて充分なりと大概は思へ共各種の事情は夫れを許さざるものあり。

第一、今日未だ商店主又は小工場主は補習學校に通學なさしむるの弊害を認むること。

之れ一般補習學校に通學なさしむれば、他生と話合によりて、自己の工場、又は商店に不平を抱きて他に轉するを恐れてなり。之れは實例なれども特に姓名を記せざれども、市外の或工場主は自己の教育の足らざるより、徒弟には相當の教育を施さんと考へ幾多の盡力と費用とを投じ、其地の學校長を勧誘して補習學校を設けたり。而して自己の徒弟を勧誘して率先して夜學に通はしめたり。然るに一人減じ、二人減じ、半ヶ年間に其大半を失ひたり。此所に於て其原因を研究するに他生に誘はれ、又他の高給にて轉じたることを知れり。折角多額の寄附を學校になし、又募集費をかけて集めし徒弟の大半を求めて減せしことに氣附くや、態度一變して寄附を中止し、今日の補習教育の不備を難じ爲めに折角の開校せし補習學校も衰微の悲運に會したりと聞く。之れ元より其人の短氣と學校の訓練宜しきを得ざりしことによることなれども、又一面徒弟も自護の本務より時勢の風潮につれて然かるべきことなれども、店主の一般補習學

校に通ふを喜ばざる一大原因たること明かなり。

第二、時間の調節に苦しむ。

第二原因としては時間の關係なり。一般補習學校は大抵は午後六時又は七時より開始して、八時九時に閉校するは常例なり。然るに商店等にては夕方六時、七時頃は尤も繁多なるときにて、之れを通學なさしむるは業務上忍び得ざる所にて、大抵は補習學校に出づる能はざる状態なり。

第三、學科の選擇に適せず。

第三は學科の選擇は補習學校は、校規の表示する通り一定不變なり。然るに會社、工場にては假令人數は少くとも、其作業上の智識を要求して、其小僧徒弟を成るべく補習教育として、其作業上に必要な學科技術を教授したきものなり。之れ一般補習學校に於ては之れを容るゝ能はざるは明かにして、學科關係に於て不便を生ずるなり。

第四、通學の往復に不良行爲ある爲めに喜ばず。

田舎より出でたる無垢の徒弟も、夜學に通ひ始めて、活動の味を覚え、煙草を吸ひ始め、或時は露店見世の飲食物に病を得て、翌日の業務を休むか如きことありて、補習教育に出かくるを全く喜ばざるは事實の狀況なり。

以上は重なる理由を述べて補習教育の振はざる原因を記述したるものなるが、實際全國多數の商

店、工場にて人數の爲め、教育設備の無き爲め、あたら修養期の青少年をして、夜間の大部分を火鉢に鼻をあぶり、小説本又は娛樂雜誌に閑を過すことは、如何にも残念のことにして、國家としても個人としても不幸此の上もなきことなり。

依而編者は組合補習教育といふものを設けて、補習教育効果を收めたき考へを多年持ち居れり。

今其の方法の一、二を述べんに左の如し。

第一、或區劃に於て同業者間に相謀りて、組合補習教育機關を設くること。

前述の如く一般補習學校に出づることは、各種の方面より不便と獎勵を困難とする事情あるを以つて、同業者間に相謀りて、適當の施設をなして補習教育をなせば、經費の點に於ても、時間の點に於ても、學科の上に於ても極めて便利にして効果大なりとす。

第二、組合補習學校の實行案につきて。

如何にせば良案なるかは土地の事情と同業者の業務上の種類によりて、一概に論じ難けれども、組合中の尤も便利の地に組合員中の食堂なり、工場休憩場の一部なりを利用して、教室となし普通學科は適當の教師を招き、専門的其の同業に適する學科は技師なり、店員なり、又専門家を招きて、同業者の尤も便利なる時間を利用すること之れなり。

第三、組合補習學校は時間、及び教科に都合よきこと。

同業者は大抵休日は同一日を以てなすを以て、前般に涉りて非常に便宜を感じて、補習教育上必要なる訓育方面の、其作業に適すべく訓化方法を立て得られ、又一冊の雜誌、参考書を購入するも組合員皆必要の事項にして便益少からず。

第四、分業教育より考へても必要なること。

現在其必要を認めつゝある人も、現に必要を認め居る人も、其設立の困難を恐れて盡力せざる等種々あるも、要するに世は分業的に進む今日、一般收容する補習教育に對して、一種特別の業務に従事するもの、特別教育を施すは始めて困難なることなれば、組合補習教育機關は極めて必要の要求なりとす。

第五、組合より一般補習學校に特別學級を要求する案に就て。

組合補習教育が教室、教師等に困難なる場合より附近の學校に申込みて、一學級特別學級を編成して、經費萬端を支出して、なすも妙法と思はる。何れ今後斯かる仕組も出来ること、考へらるも、現に姫路市にては商工組合が學校に委託して、徒弟教育をなすものあり。

組合補習教育強ち徒弟、小店員と限らず其業界の研究上必要事項は補習教育と連鎖して、組合員の講習を時々開催して、其業界の知識を高め、徳義を重んじ使用の徒弟小僧の補習教育を完全ならしむべきなり。

第三十一章 補習教育と職工募集

總ての會社、工場にて補習教育の成績の良否は、職工募集の難易に大關係あり、現に鐘紡、郡是製絲等にては補習教育の計畫宜しき爲め工場に入らんとするもの比較的多く、職工募集に困難を感じることも尠しと聞く、又實際に補習教育によりて工場に入るものも補習教育によりて多少は幸福の修養を受け利益なるも事實なり。

而して神聖なる補習教育を、職工募集の材料に供するは不都合なりといはんも、そは解釋と見方とによりて生ずる議論にして、決して斯る偏解をなすべきものにあらず、譬へよし募集の手段と廣告の爲めなりとするも、なさいるところより遙かに優るべく、又補習教育を手段に廣告をするとなすも、眞の事績が伴はざれば決して多年積くべきものにあらず、必ずや補習教育の實績によりて始めて募集の副産物も生ずるものにて會社、工場の補習教育の任にあるもの心すべきことなり。

一般に人は一定の職業あり、一定の時間勤務し、一定の時間は修養し、一定の時間休養することに於て始めて身體も緊張し、健康も保持され餘程の老人に至るも元氣のものなり、然るにそれに反對なるときは早老となり、健康を害し人生の不幸之れより大いなるはなきなり、ここに補習教育期の年少男女に至りては今更之れを論するまでもなく、一定の作業を與へ、一定時間に修養をなさし

め、適當の休養をなさしむべきものなり、之れを放從なる家庭に我儘に過さるときは其年少男女の爲めに不幸之れより大いなるなし、況んや少年男女期に於ては勞働の神聖にして、勞働的身體訓練を施し、自から働らき自から生活する身體的訓練を切に要する時期にして、家庭に於て一層監督を嚴にし放從情弱の慣習に陥らざる様注意すべきものなり、然る現状中産以下の家庭の子弟は中等學校に入る資力もなく、さりて家父は子供の教育方針を立てて其教養を誤らざるかと云へば、多くは一定の方針もなく、附近の中産以上の子弟が中等學校に行くのを子弟は羨み不平を抱き、親も未だ子供と思ひて、仕事もあまり強いす全くぶら／＼と家庭に遊ぶもの極めて多し、此間に中産階級以下の子弟を誤ることの多きは偏者の小學校長として永く、家庭の事情を調査することに於て、實驗もなし經驗もなしたる一大問題なり。

斯かる内に年も長け、割合に言ふことも聞かず、親もほと／＼困りて始めて會社、工場に入る、ことゝなるも惡慣習のため一種の惰氣を生じ、甲の店舗に半年乙の工場に三ヶ月、最後には親にも相談せず、自分勝手に流々轉々して、所謂今日の職工氣分が知らず／＼のうちに養成せられて本人も終生を誤り、両親も涙の種となり、國家の立ち場より見ても實に大なる損失といはねばならぬ。

前記の理由によりても、會社、工場が眞に補習教育を重んじ、吾が會社、工場に雇入れたるものは、眞に我が愛子の如く責任を以て、一定の作業を授け、一定の時間に補習教育をなすごせんか、

彼等子弟は、尤も幼少より規則的に勞働の眞味を解し、相當の國民としての修養をもなすを得るなり、之れ實に會社の爲めに、當人の爲めに一舉兩得の解決を得たるものといふべく實に補習教育の賜に他ならざるなり。

前記「第二章會社、工場の補習教育の意義」の章に説けるが如く、一種の實科職業學校ともいふまでに補習教育を進舉發展なさしめば、中産階級以下の家庭に對して非常なる幸福にて、次男三男の如きは自から進んで工場に入るを希望し、勞働の餘暇に於て中等教育を受けんとするに到るや明かなり、斯くして始めて新日本の職工も改善され、世界の工業國として恥かしからぬ良國民を得て、中産階級以下の苦痛とせる教育難も幾分の解決をなし勞資の協調も茲に於て實現する譯なり、世の有識者は此處に着眼し、補習教育の改善を忽諸に附すべからざる重大意義の存することを充分理解會得せられたきものなり。

次に工場の立ち場より見るときは、今日各工場は職工募集に多額の經費をかけ而かも其方法手段に至りては舊來の通りにて更に改善をなすなく中産階級以下のもの、或る弱點を利用して折角の愛兒を工場に入らしめ、夫れが爲めに其子女の將來を誤らしめたる事例は枚舉に遑あらず、何故相當の知識階級の資本家は思ひを茲に致して、父兄をして充分理解と正當の了解を得るまでの、双方の利便を計りて、此の日進月歩の時勢に順應する募集方法に改良せざるか、編者は實に残念に思ふ

次第なり。

茲に於て、眞に募集を容易にし、父兄の理解を充分得さしめ、當人子女の眞の希望のうちに解決し得らるゝは、補習教育より外に途なし、現下の多額の募集費を轉じて教育費に投せば、會社、工場、經營上別段現狀より經費を用する必要もなく、極めて妙法なり、只々今日直ちに補習教育に熱心するも、社會に其の眞理を實際會得なさしむるは容易にあらず、又會社も相當教育効果を社會より認められて始めて理想の域に達するものにて、其間教育の實績を收むるは、尤も教育費を集約の範圍のうちにて、全力を教育方面に傾注して一日も早く理想境に進み双者の福利を増進したきものなりと編者は一日も忘却し能はざる事柄なり、讀者幸に意のあるところに賛せられて、國家の爲め此の問題の解決に盡されんことを切に希望するものなり。

第三十二章 補習教育と自學補導

補習教育の最後の目的は、生徒各自が自學自習を爲す精神を涵養するにあり、補習教育を施す時期に於ても、最後の目的を達する考へを以て、常に世の所謂自學補導の形式にまで、生徒の自學の念を盛んならしめ、たとへ補習教育期を終るも補習の大切なるを感じ、我作業に關係する智識技術に就きては、常に研究して時勢に遅れざるの念慮を充分教養すべきなり。

特に會社、工場の補習教育につき、自學補導の必要なるを説く所以は、補習時間の少きこと、相當の年齢者の多きこと、疲勞せる身體にて能く努力修養に勉めざる可からざること等各種の事情は、一般的補習教育と異り自學補導の形式の必要なる理由なり。

加之會社、工場の補習教育に携はる教師につきて考ふるに。大抵は兼務教員にして假りに専任となすも日中會社、工場の何等かの事務を鞅掌して、多忙を極め相當に疲勞し、會社、工場の臨時的事務の爲めに、授業を缺勤するの止むなき場合尠しとせず、又兼任教員は其名の如く本務を有する爲め、本務の爲め又は私用としても萬止むを得ざる事情のもとに少なからざる缺勤のあること現狀の實際なり、たとひ缺勤せざるも早引遅刻も少からず、此の教師の缺勤、早引、遅刻等の故障を差引き、會社、工場の臨時作業其他の事務の爲めに休業する時間を差引けば、全授業時間數の六割の外は實際教育し能はざること、實地を知るもの否む能はざることなり。

此の四割の休業時間に生徒が止むを得ず、一種の義務的に補習教育を受けて、教師の缺勤、遅刻時間中に何の考もなく喧噪を極め無爲に時間を徒費するに至りては全く補習教育の効果を見出すかに苦しむに至るなり、茲に於て編者は會社、工場の補習教育に自學補導を切に唱導するものにて極めて必要なることなり。

始業時間が來れば教師の有無を論せず一心に勉強に取りかゝり、其豫定の時間割によりて準備し

來れる學科を復習し又は豫習して、教師の來るを待ちて豫習、復習に於ける質問をなし、寸陰も徒費せざる自學の觀念を養成して、始めて補習教育の目的の半ばを達し得らるゝものなり、此の意味に於て編者の實驗する會社、工場の補習教育上如何なる形式に於て、如何なる手段方法に於て自學補導の教法を運用すべきの二、三を示さん。

(一) 豫定の始業時には復習豫習を始むる習慣を養成すること。

規定の始業の合圖あるときは、一切に靜肅を旨とし教師の在否を論せず、吾等は勤勞の餘暇勉學して同年輩の者が日中勉學する分量を僅少の時間に修得する運命にありて而かも、實社會に闊歩するに至りては、些の違ひなく平等に優勝の地位を占めざる可からずとの觀念を持ちて自學の念を充分養成すべきこと。

(二) 教授の形式は自學補導を旨としてなすこと。

補習教育と一般に云ふも、其生徒(即ち職工)の年齢、智識程度の關係より一概に論ずる能はざるも、相當の年齢に達したるものには、教師は成可く補導の位置に立ちて、生徒の人格を認め其の教法は生徒が家に歸りて又は寄宿舎に入りて、必ず相當の自習を行ひ教室は自己の疑問を教師に質問するが如き考を持たしめ、授業時間中の一部に必ず質問時間を設け、新教材を豫習によりて大要を知らしめおき、主要點を簡明に説明するが如き形式に出づれば、自然と自學自

習の念慮の養成に資すること大なりと認む。

(三) 自學自習は精神教化に大關係あること。

何事もなせばなる、なさねばならぬものにて、ことに學問修養は精神的努力を要するものにて、補習教育の如き眼前何等の効果なく、何等の利益もなく唯々疲勞せる身體、空腹なる身體に苦痛を感じるの外見るべき者なし、茲に於て餘程精神的努力を以て自學の念を養成するにあらざれば、義務的に死せる人即ち人形の學習となりて奏効の少きこと論すまでもなきことなり、依つて教師は常に生徒に對して、艱難汝を玉にするとか、前半世の苦痛は後半生の快樂を得るとか、貧苦は我等を幸福とするところなりとか、英雄、偉人、大實業家は皆貧苦の中に生れたる人々なりとか等、常時彼等の奮闘的氣分の養成につとめて、吾身の運命は吾身の努力にありと自覺なましめ、勉學修養に對しても、教師又は監督の命を待つまでもなく我等の努力にありと充分思はしむべく、精神教化は各科の教授上離れざる自學補習上大効果あるものなり。

以上は編者の淺き實驗上の二、三を列記したるも、教師の熱誠と人格とは生徒の自學補習教育上最大なる關係あるものなり。

第三十三章 補習教育と感化教育

今日各工場の職工は男女を問はず、現時の職工としては珍らしき善良なる職工もあり、可もなく不可もなく中流のものもあり、極めて不良性を帯びたる所謂不良分子もあり、不良分子と言ふ程にあらざるも性行情弱なるあり、操行に於て不良たるありて、之れを監督善導するに困難なるもの少からざるなり。

此の三階級に属する操行不良、性行情弱なる者は一種の不良^{はいきん}徴菌にして折角の補習教育を害し一般職工の氣風を悪化すること極めて大なり。

されば其不良分子たる職工は、解雇するか又は相當に處分すれば可ならんとの説も起らんが、之れ言ふ可くして行ひ難きことにて、實際職工としての技術又は能率の上に於て優秀なるものは、自己の手腕に誇り或は収入多きに頼みて割合に不良氣分あるもの少からず、同時に此の職工は工場としては大切な職工にして容易に解雇する能はざる事情のもとにあり。

茲に於て編者は會社、工場の補習教育上感化教育を唱導する所以にして、此等不良分子を集めて眞に熱情を以て精神教化につとめんか、意想外に良結果を齎らすものなり、「惡に強きものは善に強し」と云へるが如く、可もなく不可もなき反應性なき人物より、一種の氣概に富み能動性にして有

爲のものにありながら、稍々方面を誤り血氣の勇に走り、不良性に近づきつゝあるものに對しては、補習教育上忽諸に附す可からざる重大問題にして、此等に對して補習感化教育を施し其の妙を失はざれば、成績却つて顯著にして有効のものなり。

今補習教育上感化教育を加味してなす二、三の參考資料を記せん。

(一)不良性職工を集合なさしむる方法。

不良性職工を集合なさしむるが尤も困難なることにして、不良性なる爲めに諸子を集めてお話しをなすといふ譯けにも行かず、普通の集合にも集まり悪き分子なれば之れを集むるが第一の難事なり、然れども兩三回集めて眞の血涙を振ひて、詢々として論し多少感動を與ふれば第一歩の成功を修め得らるゝなり。最初に集むるには各種の方法あれども初めの中は作業中に一部の勤務時間をさきて、作業研究などの名目のもとに集むるを最良とす、又棟及び室の關係上にて、甲、乙、丙等の三組に分ちて甲に属する優良のものには其向きの講話をなし、乙に属する中流階級には其向きの講話を行ひ、丙に属する不良分子には之れが目的なれば充分豫定の教化手段を取るべきこと。

(二)不良性職工に感化教育の教法。

不良性職工の感化教育は極めて困難なり、多くは絶望のものとして一般より認められ居れり、

そは教導者の熱量の足らざるなり、努力の足らざるなり、其最良なる教法は他なし、人格の傳達之れなり、人格の傳達を主眼として彼等の境遇に教師自身もなり、彼等の心意状態を充分理解し、機にのぞみ變に應じて、充分彼等の人心を收攬し、恩威並び行はれて、彼等の理解を得る外なく、要するに教法は其人物の手腕に待つこと大なり。

(三) 不良性職工の感化教育の教材

不良性職工の感化教育の教材は其職工の不良程度より見て、工場の慣習風儀上より見て、男女の區別、年齢の長短上より見て、話題の選擇、教法の考慮を要すること勿論なれども、何れにしても最初に前記の事情より考察して一定の方案を定め、時間の豫定を計畫して取りかゝらざる可からず、而して何れの話題教材を選擇するも常に難境を開拓したる成功談又は實例より、

天は運にありとは、そりや負惜み、とかく二本の腕次第。

きつと出来るの覺悟あれば、きつと出来ないことはない。

金のなる木は、早お木、こん木、げん木、正ち木、なまけぬ木。

等の俚謠、俗謠等の彼等の興味を持ち喜ぶ方より入るべき立案の豫定を立つる必要あるなり、

(四) 講話中の餘興につきて。

講話即ち教育期中に時々慰安の目的を以て、餘興的の娛樂を加ふる必要あり、此の餘興的娛樂

は單に面白き講話とか浪花節を以て慰安とするに止まらず、此の娛樂的慰安を利用して、彼等と同情心に訴へて同境遇にありたるものが奮然と努力して成功したる話、又は忠孝節婦の眞に彼等に感動を與ふる教訓的餘興を行ひ、教育中時々其人の苦心、成功、努力の状態を例話として引用して慰安と教育との一舉兩得の策を取るべきこと。

備考 左に編者か富士瓦斯紡績會社押上工場に於て補習感化教育として實驗せる、目的、豫定等の實際を記して參考資料に供せん。

感化補習教育

(一) 目的

職工中不良性を多少帶ぶるものを集めて、一種の感化教育を行ひ善良なる、氣分を涵養して職工風儀の改善をなすこと。

(二) 其方法

1、不良性のものを集むることは、却つて反感を買ひ非教育的なるを以て、補習教育をなすといふ名目のもとに、各棟の比較的素行の修まらざるものを、當人に教育の目的を知らさずして集合なさしめたり。

2、實際不良性のものを感化し、一面には善良なる職工に悪感化を及ぼさざる目的にて講話事

項を精撰したり。

3、特に講話には彼等の境遇と心意状態とを洞察して尤も適切なる實踐的講話をなしたり。

(三) 期限

大正十年六月中に於て適當の日に隨時之れを行ひたり。

(四) 時數

一ヶ月間に拾時間の豫定にて實行せり。

之れ時間數の一回に餘り多きは却つて彼等の惰氣を生ずるを恐れて、少時間數に於て最も感化教育といふ主眼のもとに行ひたり。

(五) 講話事項

第一時、人生と修徳

- 1、人と動物との差異。
- 2、誠實の必要。
- 3、道徳上の習慣。
- 4、修徳と自省。
- 5、過ちを改むるに憚る勿れ。

第二時、人の本務

- 1、生れ甲斐ある人
- 2、子たるものの本務
- 3、祖先、両親、兄弟姉妹に對する心得
- 4、同僚に對する務
- 5、社會に對する務

第三時、勤忍と憤怒

- 1、勤忍と世の中
- 2、憤怒の害
- 3、讒言、誹謗、嫉妬と人格
- 4、勤忍、憤怒と交際との關係
- 5、世の人の言はゞ何とも石清水清き心は心ぞ知らん

第四時、職業と成功

- 1 人生と職業
- 2 身分相應の成功

3 苦樂と心の持ち方

4 職業の貴賤は人の品格によりて生ず

5 頻繁の轉業と悲惨なる一生

第五時、謝恩と因果應報

1 天地の恩

2 父母の恩

3 社會の恩

4 工場の恩

5 謝恩と因果應報

第六時、節 制

1 節制の種類

2 節制と衛生

3 節制と慾望

4 節制と金錢

5 節制と名譽心

第七時、智識と修學

1 智識の必要

2 道德上の智識

3 生活上の智識

4 常識の修養

5 八十の手習ひの誤解

第八時、社會奉仕

1 忠實と共同作業

2 自分の外に他人もあり

3 操を守り、從順溫良たれ

4 諸子と社會奉仕

5 己れを慎みて工女一般の品位を高むる必要

第九時、愛 國 心

1 皇室及び國家に對する心得

2 國の法律に對する心得

- 3 工場の規定に對する心得
- 4 神社佛閣に對する心得
- 5 一家を愛し、一工場を愛するは愛國の發端なり

第十時、獨立心

- 1 獨立心の必要
- 2 獨立心と武士道
- 3 生活と獨立
- 4 獨立心の缺乏と借財
- 5 自信と獨立心

(六) 講話教訓の例話

十時間の教訓題材中實踐問題を主としたるも、左の實話を例話として話せり

- 1 大前りう子の孝悌
- 2 久兵衛、ぬひ女の報恩
- 3 ふで女、とめ女、みか女の友愛
- 4 小浪の貞節

- 5 宮澤さい子能く夫と協力して財産を作る
- 6 宮崎なかえ能く朋輩を憐む
- 7 泉せつ子女能く四人を養ふ
- 8 千葉イト子の忍耐
- 9 加藤ツギ子の勤勉
- 10 中野さく子の精勤
- 11 關口よね子の功績

(七) 結果

- 1 多少の感動を與へて、彼等の自覺を催したる事實なり
- 2 中には自己の既往の行狀に對して、深く悔悟したるものありき
- 3 今後工場の勤務振り、上司の意見等に耳を傾け多少は從順温良となる見込充分あるを認む
- 4 今後彼等の操行問題につきても、勤勉貯蓄等につきても相當注意を拂ふものと見込立てり
- 5 『咽喉元三寸暑さを忘れる』の比喩の如く、彼等には時々の教訓話をなし、日常の動靜を注意して益々善導實踐を收むることに努力すべきを認む。

第三十四章 補習教育と工場經營

如何に巧妙なる機械も其巧妙なる運轉と實益は人にあり、如何に精巧なる動力機の運用も人にあり、如何に經營宜しき工場經營も人によりて其經營の幸、不幸の岐るる點なり。

近時各方面にて事業經營、工場經營など各種の經營方法を見聞するところなるも、元より經營の方法を研究し、理論上、實際上より見て適切なる經營をなすことの必要なる論を俟たず、而して理論上、實際上より割出せる適切の經營方法も人によりて適切なる經營となり實質も收め得られ、人によりては折角の名經營も何等架空に終り又半ばの成績を得るに過ぎざるに至ることあり。

編者は工場に限らず、會社に限られども、工場經營の根本は人にあり、即ち職工教育にありと極言するものなり、或は我田引水の誘をまぬがれざらんも、凡百のこと人の努力、熱誠、和衷によりて解決せられざるものなくことに工場經營たる幾百の使用人、幾千の職工によりて日日の工程を進めつゝあること、一分の精力は何百時間、何十日の經濟となり、製作品に對して些の注意と利用は、幾千人か結晶せば大なる製造高に影響することにて、之れが毎月、毎年の差異が如何に工場經營と能率とに關係するかは明かにして、之れ編者の工場經營は人にありと論ずる最大眼目なり。

工場補習教育に於て、前述せるが如く教育各般に涉りて、眞に理想的に教化の實を擧げんか、學

者の如何なる名論卓説の工場經營論よりも一つの實行が有効なるを明かに證明するところなり。

人によりて工場經營の實績を擧ぐるに至らんか、職工自身も身の程を知り、勞働の神聖を知り、勞資協調を知り、其作業を楽しみ、一工場の爲め誠心誠意働くは之れ一身の糊口の爲めのみならず、實に國家産業上重大意義を有するものなることを知り、従つて思想も溫健となり、世界一等國の班に列する新日本工業國として堂々たる紳士の職工となることを得さしむるにあり。

又一面工場經營者の立ち場より見ても、職工の心懸けによりて時間の節約を得れば勞働時間の短縮も苦痛を感せず、賞與金の多きも、日頃の作業品に對する節約、利用の誠心より生産高を多からしめば之れ意に介するに及ばず實に工場經營の眼目は職工の教化訓練にあり。

次に國家の立ち場より見ても、能く勞資協調の實を擧げ國民和氣靄々のうちに、國の生産高を高め、國民の如何なる階級までも限なく相應の教育が善化するに至りて國家の慶事之れより大いなるはなし。

編者は本書の擲筆に當りて、工場經營は補習教育即ち職工教化によりて、殆んど萬事を解決し得らるゝものと信じて特に最後の章に之れを説けり。

以上

會社
工場
補習教育之實際
終

附
錄

(一) 實業補習學校規程左ノ通改正ス (大正九年十二月十七日
文部省令第三二號)

第一條 實業補習學校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ從事スル者ニ對シ職業ニ關スル知識技能ヲ授ク
ルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ本旨トス

第二條 實業補習學校ノ課程ヲ前期、後期ニ分チ其ノ修業年限ハ前期二年後期ハ工業又ハ商業ニ關
スル學校ニ在リテハ二年農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ二年乃至三年ヲ標準トス

第三條 實業補習學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ前期ニ在リテハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ準スヘ
キ者トシ後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者、高等小學校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トス

第四條 實業補習學校ノ教授時間數ハ一年ニ付工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百八十
時乃至四百二十時、後期二百時乃至四百二十時、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ前期二
百時乃至三百二十時後期百六十時乃至三百二十時ヲ標準トス

第五條 實業補習學校ノ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、理科及職業ニ關スル學科目ト
シ後期ニ在リテハ修身、國語、數學及職業ニ關スル學科目トス但シ前期ノ理科、後期ノ國語又ハ
數學ハ之ヲ缺クコトヲ得女子ニ課スヘキ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫
及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トス但

シ前期ノ家事又ハ裁縫、後期ノ國語、家事、裁縫中ニ學科目以內ハ之ヲ缺クコトヲ得
前二項ノ學科目ノ外必要ニ應シ歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語其ノ他ノ學科目中
ヨリ適宜選擇シテ之ヲ加設スルコトヲ得

第六條 學科目又ハ其ノ一部ヲ他ノ學科目又ハ其ノ一部ニ併セ之ヲ一學科目ト爲スコトヲ得

第七條 加設學科目及後期ノ職業ニ關スル學科目中或事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選擇展
修セシムルコトヲ得

一學科目又數學科目ニ付或學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタルモノニ對
シテハ當該學年ニ於テ之ヲ課セサルコトヲ得

第八條 實業補習學校ニ於テハ適當ナル學科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ヘキ
事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニカムルヲ要ス

職業ニ關スル學科目ニ於テハ前期ニ在リテハ工業、農業商業又ハ水産等ニ關シテ基礎的知
識技能ヲ授ケ後期ニ在リハ職業ノ種類ニ應シ適切ナル事項ヲ授クルヲ要ス

第九條 實業補習學校ニ於テハ常ニ生徒ノ體育及衛生ニ留意スルヲ要ス

第十條 實業補習學校ニ於テハ後期ノ課程ヲ卒ヘ更ニ學習セントスル者ノ爲別ニ適宜ノ課程ヲ設ケ
一定ノ期間之ヲ在學セシムルコトヲ得

第十一條 實業補習學校ニハ土地ノ情況ニ依リ前期又ハ後期ノ課程ノミヲ置クコトヲ得

第十二條 工業、農業、商業水産以外ノ職業ニ關スル實業補習學校ノ修業年限教授時數、學科目等
ハ前數條ノ規定ニ準シ之ヲ定ムベシ

第十三條 前條ニ規定スルモノノ外後期ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ相當ノ年齢ニ達シ相當ノ學力若ハ
技能ヲ有スル者ニ對シ主トシテ職業ニ關スル專門ノ事項ヲ授クル爲高等ノ實業補習學校ヲ設クル
コトヲ得

高等ノ實業補習學校ノ修業期間、教授時數、科目等ハ學科ノ種類、土地ノ情況等ニ依リ適宜之
ヲ定ムヘシ高等實業補習學校ノ課程ハ他ノ實業補習學校ノ課程トシテ之ヲ置クコトヲ得

第十四條 實業補習學校ニ於テハ短期間特殊ノ事項ヲ授クル爲隨時講習ヲ爲スコトヲ得

第十五條 實業補習學校ハ學校、試驗場、講習所等ニ併設スルコトヲ得

第十六條 實業補習學校ニハ分教場ヲ設クルコトヲ得

第十七條 實業補習學校ニハ學科目、教授時數、及學級數ニ應シ相當員數ノ教員ヲ置クヘシ

第十八條 實業補習學校ニハ必要ナル諸室、圖書、器具、機械、標本等ヲ備フヘシ

第十九條 實業補習學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一 學校ノ目的

- 二 修業年限ニ關スル事項
 - 三 學科日及其ノ程度ニ關スル事項
 - 四 教授時數ニ關スル事項
 - 五 教授時刻及季節ニ關スル事項
 - 六 休業日ニ關スル事項
 - 七 入學退學等ニ關スル事項
 - 八 授業料等ニ關スル事項
- 第二十條 道府縣立ニアラサル實業補習學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並教授時數ニ關スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 特別ノ事由ニ依リ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ本令施行ノ後三年間ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

(二) 職業學校規程左ノ通定ム (大正十年一月十三日 文部省令第三號)

- 第一條 職業學校ノ修業年限ハ二年以上四年以内トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ學科ノ種類入學資格等ニ應シ一年以内之ヲ伸縮スルコトヲ得
- 第二條 職業學校ニ入學スルコトヲ得ル者ノ資格ハ年齢十二年以上ニシテ學力尋常小學校卒業程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 第三條 職業學校ノ每週教授時數二十四時以上トス
- 第四條 教授日數ハ每學年二百日以上トス但シ特別ノ事情ニ依リ臨時休業ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス
- 第五條 職業學校ノ學科ハ裁縫、手藝、割烹、寫真、簿記、通信術其ノ他特種ノ職業ニ付之ヲ定ムヘシ
- 二學科以上ヲ置ク場合ニ於テハ學科ノ種類、修業年限ニ依リ或學年ノ課程ハ之ヲ學科別ト爲ササルコトヲ得
- 第六條 職業學校ノ學科目ハ修身、國語、數學、體操並職業ニ關スル學科目及實習トス但シ體操ハ之ヲ缺クコトヲ得

前項ノ學科目ノ外修業年限學科ノ種類ニ依リ理科、圖書、外國語其ノ他科目ヲ加設シ女子ニ付テハ尙家事音樂其ノ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

學科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

加設學科目又ハ職業ニ關スル學科目中或事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選擇履修セシムルコトヲ得

第七條 職業學校ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ之ニ準スヘキ者ニシテ更ニ或事項ヲ專攻セシムルモノノ爲專攻科ヲ置クコトヲ得

專攻科ノ修業年限ハ二年以内トス

第八條 職業學校ニ於テハ或學科目ヲ選修セシムル爲選科生ヲ置クコト

第九條 職業學校ニ於テハ主トシテ職業ニ關スル事項ヲ授クル爲別科ヲ設ケ又ハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

第十條 職業學校ニ於テハ學科目、教授時數及學級數ニ應シ相當員數ノ教員ヲ置クコトヲ要ス

第十一條 職業學校ニ於テハ教室其ノ他必要ナル諸室、器具、機械、標本、模型等ヲ備ヘ又實習ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

附 則

本令ハ大正十年四月一月ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル徒弟學校規程ニ依ル女子職業學校ハ本令ニヨル職業學校ト看做ス

(三) 全國の會社、工場の補習教育施設せる會社工場名

備 考

本表は大正八年文部省實業學務局にて調査せられたるもの及び編者大正九年度に參觀せしところを併記せるものなり、従つて本表以外にも其後府縣知事の認可を得て又試験的に實行せらるゝ工場、會社、商店も少からずと信ずれども編者としては詳細を調査して洩れなく記入するは容易にあらざるを以て、一先づ同調査表を主として掲げたり。

一、北海道廳

- 合名會社 今井吳服店 (札幌區南一條西一丁目店員宿舍内)
- 富士製紙株式會社江別工場 (江別町江別工場内)
- 其 水 堂 活 版 工 場 (小樽區色内町八丁目三十四番地)
- 函館製網船具株式會社龜田工場 (函館製網船具株式會社工場内)
- 帝國製麻會社札幌製品工場 (札幌區北七條東二丁目)
- 王子製紙株式會社苫小牧工場 (勇拂郡苫小牧町)
- 今 田 工 場 (札幌區北五條東町二丁目一番地)

一、東京府

- 御木本貴金屬工場 (麴町區内幸町一丁目三番地)
- 株式會社三井銀行 (日本橋駿河町一丁目)
- 株式會社白木屋吳服店 (深川區佐賀町二丁目五十七番地)
- 近江屋伴傳兵衛商店 (日本橋通一丁目)
- 丸 善 株 式 會 社 (日本橋通三丁目)
- 株式會社三越吳服店 (丸ノ内三越店員寄宿舎)
- 森永製菓株式會社 (市外品川北品川宿舍内)
- 松 坂 屋 吳 服 店 (市外日暮里町元金杉)
- 大日本紡績會社深川工場 (深川區東大工町四十番地)
- 星製藥株式會社 (川崎星製藥工場内)
- 高島屋吳服店 (京橋區南傳馬町一丁目)
- 服 部 時 計 店 (銀座通四丁目)
- 富士瓦斯紡績押上工場 (本所區押上町工場内)
- 眞野風琴製作所 (市外日暮里町字日暮里)

淺草專賣支局 (淺草區南元町工場内)
小林ライオン商會 (本所區外手町六番地)
堀越ホーカー液商會 (市外王子町堀ノ内)

尙工舍 (本郷區駒込富士前町四十四番地)

一、京都府

發祥實業學校 (京都市下京區堺町通三條組合學校)
郡是製絲株式會社 (何鹿郡綾部町字青野)
郡是產婆看護婦學校 (何鹿郡綾部町字青野)
竹野郡鄉繭絲販賣組合 (竹野郡鄉村字郷)

一、大阪府

山發メリヤス工場 (東成郡鶴橋町大字東小橋)
住江織物合資會社 (東成郡墨江村大字殿辻)
近江銀行 (東區備後町二丁目)
藤澤工場 (北區天神橋筋西二丁目)
木村商事合名會社 (西區幸町通二丁目)

中川青年團
濟美會 (南區上本町筋三丁目)
津田勝五郎商店 (西區立賣堀北通六丁目)
浪速銀行 (東區淡路町二丁目)
十合吳服店 (東區餌差町一九三番地)
三越吳服店 (東區宰相山町六九)
藤澤商店 (東區道修町二丁目藤澤商店内)
大阪毎日新聞社 (東區大川町大阪毎日新聞社内)
伊藤藤商店 (東區安土町四丁目)
大阪驛構内琢成會 (大阪驛構内)
雜喉場青年會 (西區江戸堀下通五丁目)
日織寮舍 (南區小谷町二十九番地)
笹村商店 (西區阿波堀通五丁目)
東洋紡績工場 (西區三軒屋上ノ町)
中央製綿會社 (西區西九條上ノ町)

大 丸 吳 服 店 (南區心齋橋筋大丸吳服店內)

一、兵 庫 縣

鐘淵紡績會社兵庫支店 (神戸市東尻池)

私立鐘紡職工學校 (神戸市東尻池)

姫路市北部商工會 (姫路市立野里尋常小學校內)

姫路實業協會 (姫路市立城南尋常小學校內)

大日本紡績株式會社 (川邊郡小田村杭瀬)

三菱製紙株式會社 (加古郡高砂町農人町)

關西蠶業株式會社 (神崎郡栗賀村福本)

帝國汽船株式會社播磨造船所 (帝國汽船株式會社播磨造船所)

郡是製絲株式會社八鹿工場 (養父郡八鹿町八鹿)

一、新 潟 縣

北越染色同業組合 (三條町一ノ木戸尋常小學校)

新潟澁鐵工場 (新潟市山之下構內)

佐渡竹細工講習所 (佐渡郡金澤村大字新保)

一、群 馬 縣

鐘淵紡績株式會社新町絹絲工場 (多野郡新町)

日本絹燃株式會社 (山田郡相生町)

一、千 葉 縣

今印醬油第二醸造工場 (海上郡銚子町)

一、茨 城 縣

久原鑛業會社日立工場 (日立製作所)

一、奈 良 縣

日本メリヤス株式會社 (奈良市立第四尋常小學校內)

一、靜 岡 縣

帝國製帽株式會社 (濱松市傳馬町)

日本形染株式會社 (濱松市船越)

一、愛 知 縣

近藤製紙場補習教育 (西春日井郡六郷村)

愛知織物株式會社補習教育 (名古屋市東區代官町)

東洋紡績尾張分工場補習教育 (名古屋市熱田)

日本陶器株式會社 (愛知郡則武村)

一、滋 賀 縣

專賣局 彦根 出張所 (彦根專賣局出張所)

近江帆布株式會社草津工場 (淺草町)

一、山 形 縣

山形木工具信用購買組合 (山形市山形市高等小學校內)

日本絹摺株式會社米澤工場 (米澤市大府片子下屋敷)

一、秋 田 縣

藤田鑛業株式會社小坂鑛山事務所 (鹿角郡小坂町小坂小學校內)

一、福 井 縣

武 生 夜 學 校 (南條郡武生尋常小學校內)

一、鳥 取 縣

阪口蠶業講習所 (西伯郡住吉町大字安倍)

一、岡 山 縣

伊部陶器補習學校 (和氣郡伊部町大字伊部)

鐘淵紡績會社西大寺工場 (西大寺町鐘淵紡績會社西大寺工場)

一、德 島 縣

長 尾 染 色 工 場 (德島市北佐古町長尾染色工場內)

池 田 專 賣 支 局 (三好郡池田町)

一、愛 媛 縣

住友別子鑛業所 (新居濱町私立住友總開小學校內)

一、福 岡 縣

三井田川鑛業所 (田川郡伊田町私立三井田川小學校內)

明治鑛業株式會社豐國鑛業所 (田川郡絲田村豐國鑛業所內)

安川電機製作所 (遠賀郡黑崎町藤田)

一、大 分 縣

久原鑛業株式會社佐賀關精練所 (大分縣北海部郡佐賀關町佐賀關精練所)

豐中製絲株式會社柳ヶ浦分工場 (宇佐賀郡柳ヶ村豐中製紙柳ヶ浦分工場)

一、佐 賀 縣

- 第一佐賀工業補習夜學校 (佐賀縣立佐賀工業學校內、蒲原時計店徒弟教育)
- 株式會社第二唐津鐵工所 (唐津鐵工所)
- 第三鳥栖片倉組製絲所 (三養基郡鳥栖町鳥栖)
- 一、鹿兒島縣
- 株式會社山形屋吳服店 (鹿兒島市金崎町)

會社
工場
補習教育之實際附錄 (終)

大正十年七月二十日印刷
大正十年八月十日發行

版權
所有

著者 稻垣春吉
 發行者 古藤田喜助
 印刷者 吉原良三
 印刷所 報文社
 右同所

會社
工場
補習教育之實際
定價金貳圓五拾錢



發行所

東京市小石川
表町一〇九

大日本工業學會

電話小石川一〇四〇、二六〇一
振替東京六一八〇

書良つ立に役ぐ直で讀評好大

東京高等工業學校教授
東京高等工業學校講師
河津七郎 共著
吉田金三

建築仕樣見積

仙臺工藝學校教諭
石川勝志 著

實用日本家屋構造

東京高等工業學校講師
東京府立工藝學校教諭
木槍恕一 著

和建築設計製圖

島根縣立工業學校教諭
大竹巽 著

材料強弱

東京高等工業學校校長
工學博士
坂田貞一 序
柳町政之助 著

煖房と換氣

版二十
紙數三百五十
別冊樣圖二十五
定價二圓
送料十錢

版三
菊判一圓二十
定價十錢
送料十錢

版五
菊判二圓五十
定價十錢
送料十錢

版新最
菊判二百八十
定價二圓
送料十錢

版再
菊判四百二十餘
前編一冊
定價四圓
送料十錢

東京市表石川町 大日本工業學會 振替 東京八〇

272
4

終

